

◎新潟県告示第648号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）
- 2 作業期間 平成29年11月13日から平成30年3月23日まで
- 3 作業地域 新潟市、見附市